

議案第74号

市道路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定により、次の路線を廃止するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

宇治市長 山 本 正

記

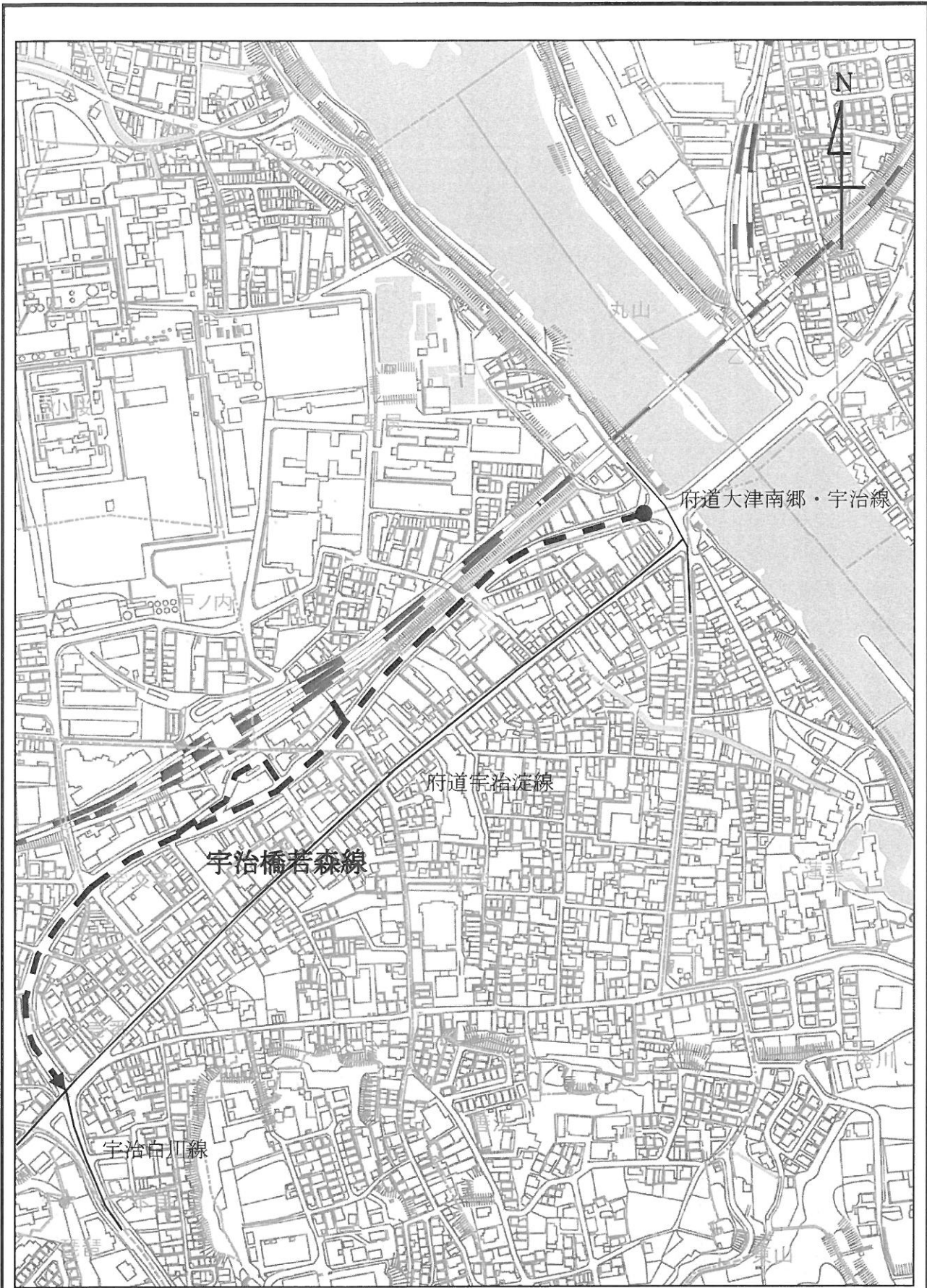
路線名	区間	摘要
宇治橋若森線	宇治妙楽 1 7 5 番地の 3 宇治壺番 1 1 6 番地	全部廃止
榎島町 7 2 号線	榎島町中川原 5 2 番地 榎島町中川原 1 番地の 2	一部廃止

(提案理由)

宇治橋若森線は、道路管理者の変更等に伴い、廃止しようとする
ものであります。

榎島町 7 2 号線は、一般通行の用に供していないため、廃止しよ
うとするものであります。

位置図(全部廃止)



市道	宇治橋若森線	延長	903.8 m	備考 府道宇治淀線等 と市道宇治橋若 森線の交換
起点	宇治妙楽175番地の3	最小幅員	17.9 m	
終点	宇治壺番116番地	最大幅員	68.2 m	

縮尺:1:5000

